

# 居宅介護支援 重要事項説明書

特別養護老人ホーム 和喜園

社会福祉法人 山中福社会

〒242-0015 大和市下和田822-1

電話 046-204-6076

URL <http://www.wakien.jp>

E-mail [kyotaku@wakien.jp](mailto:kyotaku@wakien.jp)

# 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 046-204-6076 (月～金曜日 8:45～17:45)

担当介護支援専門員 \_\_\_\_\_ 管理責任者 小田 宏美 \_\_\_\_\_

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	特別養護老人ホーム 和喜園
所在地	大和市下和田822-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業:大和市 第1473000261号
サービス提供地域	大和市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (主任介護支援専門員・常勤兼務)

介護支援専門員 3名以上 (うち常勤専従2名以上・管理者と兼務1名)

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前8時45分～午後5時45分

※土曜・日曜・12月30日～1月3日は休業

※緊急時の電話連絡等は24時間対応可。

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. 利用料金

### (ア) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1か月毎に要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所から領収証・サービス提供証明書等を発行いたします。

後日保険者の窓口に申請して下さい。

### (居宅介護支援利用料)

#### ① 介護支援専門員取扱い件数 45 件未満の場合

要介護1・2 11,620 円 要介護3・4・5 15,097 円

#### ② 介護支援専門員取扱い件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 5,820 円 要介護3・4・5 7,532 円

#### ③ 介護支援専門員取扱い件数 60 件以上の場合

要介護1・2 3,488 円 要介護3・4・5 4,515 円

※看取り期における適切な居宅介護支援の提供を行ったがサービス利用の実績がない場合も上記利用料が発生いたします。

#### ④ 加算を算定した場合

初回加算 1か月につき 3,210 円

入院時情報連携加算(Ⅰ) 1か月につき 2,675 円

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1か月につき 2,140 円

退院・退所加算(Ⅰ)イ 入院または入所期間中1回を限度に 4,815 円

退院・退所加算(Ⅰ)ロ 入院または入所期間中1回を限度に 6,420 円

退院・退所加算(Ⅱ)イ 入院または入所期間中1回を限度に 6,420 円

退院・退所加算(Ⅱ)ロ	入院または入所期間中1回を限度に	8,025 円
退院・退所加算(Ⅲ)	入院または入所期間中1回を限度に	9,630 円
通院時情報連携加算	1 か月につき	535 円
特定事業所加算(Ⅰ)	1か月につき	5,553 円
特定事業所加算(Ⅱ)	1か月につき	4,504 円
特定事業所加算(Ⅲ)	1か月につき	3,456 円
特定事業所加算(A)	1か月につき	1,219 円

「特定事業所加算制度」…中重度者や支援困難者への積極的な対応を行っている事や専門性の高い人事を確保し質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目的とするものです。

#### ※特定事業所加算の算定

「特定事業所加算Ⅱ及びⅢ」を算定した場合。

#### ○算定要件

- ①常勤かつ専従の主任ケアマネジャー及びケアマネジャーを一定数以上配置している。  
(状況により兼務可)
- ②利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議(テレビ電話装置等の活用含む)を定期的で開催している。
- ③24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保している。
- ④ケアマネジャーに対し、計画的に研修を実施している。
- ⑤地域包括支援センターから支援困難な方を紹介された場合でも対応している。
- ⑥高齢者以外の支援に関する知識(ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等)の事例検討会、研修会に参加している。
- ⑦特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑧指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり44名未満である。
- ⑨人材育成への協力体制を整備している。
- ⑩他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している。
- ⑪必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

#### (イ)交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

#### (ロ)解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### 5. 勤務体制の確保

- (1)介護支援専門員の資質向上を図るための研修を計画的に実施しています。
  - ・採用時研修(採用後3～6月以内)・虐待防止(年1回)・権利擁護(年1回)
  - ・認知症ケア(年1回)・感染症(年1回)・事故防止(年1回)等
- (2)虐待防止に係る取り組み。
- (3)ハラスメント対策への取り組み。
- (4)感染症等や災害発生時における業務継続への取り組み。

### 6. 秘密保持

- (1)事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 7. 事故時の対応

- (1) 事業者は居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

## 8. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

### 【当事業所のお客様相談窓口】

電話番号	046-204-6076
FAX番号	046-268-2603
対応時間	(平日)8:45 ~ 17:45

### (2) その他の窓口

当事業所以外に下記の公的機関に苦情を伝えることができます。

### 【大和市介護保険相談窓口(担当課=介護保険課)】

所在地	大和市下鶴間1-1-1
電話番号	046-260-5170
FAX番号	046-260-5158

### 【 介護保険相談窓口(担当課= )】

所在地	
電話番号	
FAX番号	

### 【神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)】

所在地	横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-329-3447
FAX番号	—

## 9. 介護サービス情報公表

### (1) 第三者評価の実施状況

- ・実施した直近の年月日 令和6年2月20日
- ・実施した評価機関 株式会社かながわSWC(神奈川県指定調査機関)
- ・評価結果の開示状況 神奈川県ホームページ(介護事業所検索)

(2) 前6か月間(前期3月~8月・後期9月~2月)に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

(3) 前6か月間(同上)に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護及び地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。

※付属別紙にて説明し文書を交付します。

## 10. 基本理念

可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、「生活の継続性の尊重」「自己決定の尊重」「残存能力の活用」を大切に居宅介護支援を行ってまいります。

## 11. 当法人の概要

法人名称	社会福祉法人 山中福祉会
所在地	神奈川県大和市下和田822-1
電話番号	046-268-2733
代表者氏名	石井 敏英
事業内容	①特別養護老人ホーム和喜園(従来型)・和喜園田園(ユニット) ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・短期入所生活介護(ショートステイ) ・介護予防短期入所生活介護(予防ショートステイ) ・居宅介護支援(ケアマネジャー) ②下和田ケアセンター ・通所介護(デイサービス) ・介護予防通所介護(予防デイサービス) ③地域包括支援センター ・桜丘・和田地域包括支援センター

(付属別紙)

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み

当社に関する事居宅サービス計画作成の手順、サービス内容に関して大切な説明を行います。

居宅サービス計画等に関する契約締結

**※事業者の選定 和喜園と契約するかどうかをお決めいただきます。**

※利用者は市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)

ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。**※利用者によるサービスの選択**

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等と利用の調整を行います。

利用前にサービス提供事業者等を交えてサービス担当者会議を開催します。

**※サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただき交付致します。併せてサービス事業所へも交付致します。**

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。

**◆サービス利用◆**

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービス実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

**毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します。**

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います

(付属別紙2)

利用者・ご家族の方へ  
担当ケアマネジャーから「5つのお願い」

利用者の方に、切れ目のないケアサービスを提供し、安心した療養生活を送って頂くために、担当ケアマネジャーから、以下の点についてお願い致します。

もしも、利用者さまが入院された場合は・・・

- ① 病院へは「保険証・お薬手帳・介護保険証」を持参して下さい
- ② 急な入院の場合、出来るだけ早く、担当ケアマネジャーに連絡を下さい  
また、入院の予定が決まっている場合は、事前にお知らせ下さい
- ③ 病院へは「担当ケアマネジャー」がいることをお知らせ下さい  
(担当ケアマネジャーの「氏名」や「連絡先」など)

病院から何か説明があった場合は・・・

- ④ 利用者さまが退院後、すみやかに自宅での療養生活が始められるよう準備を進めるために「今、どんな状況か」を早めに知りたいので。病院からの説明内容は担当ケアマネジャーにも教えて下さい。  
(特に「病状」や「退院の目処」)

家に帰る準備をするために、病院にお願いして欲しいこと

- ⑤ 退院の目処がみえてきたら、担当ケアマネジャーを病院へ呼んでくださるようにご家族からも病院にお願いして下さい